

議員提出第1号議案

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月12日

提出者 東京都台東区議会議員

鈴木	純	望	月	元	美
東	久仁子	本	目	さ	よ
君塚	裕史	松	尾	伸	子
寺田	晃	冨	永	龍	司
小高	明	早	川	太	郎
石川	義弘	高	森	喜	美子
石塚	猛	水	島	道	徳
河野	純之佐	小	坂	義	久
阿部	光利	鈴	木	一	郎
秋間	洋	和	泉	浩	司
太田	雅久	青	柳	雅	之
木下	悦希	小	菅	千	保子
堀越	秀生	橋	詰	高	志
寺井	康芳	伊	藤	萬	太郎
木村	肇	清	水	恒	一郎
田中	伸宏	茂	木	孝	孔

東京都台東区議会議長 青 柳 雅 之 殿

(提案理由)

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるため、提出します。

東京都台東区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都台東区議会委員会条例（昭和36年7月台東区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第3条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

第21条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第23条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第24条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「聞こう」を「聴こう」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に、「または」を「又は」に改める。

第26条の2第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第24条、第25条及び第26条」を「前3条」に改める。

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。